

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める書面)

2020年1月6日
荏原実業株式会社
株式会社エバジツ

2020年1月6日

東京都中央区銀座七丁目14番1号
荏原実業株式会社
代表取締役 鈴木 久司

東京都大田区北嶺町4番18号
株式会社エバジツ
代表取締役 佐藤 善伸

吸収分割に関する事後開示事項

荏原実業株式会社（以下「荏原実業」という。）及び株式会社エバジツ（以下「エバジツ」という。）は、両者が2019年11月1日付で締結した吸収分割契約に基づき、2020年1月1日を効力発生日として、エバジツの環境関連事業及び産業機械販売事業に関する権利義務の一部を荏原実業が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2020年1月1日

2. 吸収分割株式会社（エバジツ）における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）

エバジツにおいて、会社法第784条の2の規定による本吸収分割をやめることの請求を行った株主はいませんでした。

3. 吸収分割株式会社（エバジツ）における会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）

（1）会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第1項に定める略式吸収分割に該当するため、同法第785条第2項第2号の規定により、エバジツの全株式を保有する荏原実業には株式買取請求権が認められておりません。したがって、エバジツは、同法第785条の規定に基づく手続を行っておりません。

(2) 会社法第787条の規定による手続の経過

エバジツは、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権を発行しておりません。したがって、同法第787条の規定による手続を行っておりません。

(3) 会社法第789条の規定による手続の経過

本吸収分割においては、エバジツから荏原実業へ承継される債務が一切ないため、会社法第789条の規定による手続を行っておりません。

4. 吸収分割承継会社（荏原実業）における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第3号イ）

本吸収分割は、会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、同法第796条の2但書の規定により、荏原実業の株主には本吸収分割の差止請求権が認められておりません。したがって、荏原実業において、同法第796条の2の規定による請求の手続はありませんでした。

5. 吸収分割承継会社（荏原実業）における会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号ロ）

(1) 会社法第797条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、同法第797条第1項但書の規定により、荏原実業の株主には株式買取請求権が認められておりません。したがって、荏原実業において、同法第797条の規定による請求の手続はありませんでした。

(2) 会社法第799条の規定による手続の経過

荏原実業は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2019年11月27日付で官報及び電子公告による公告を行いました。異議の申出の期限日までに、同法第799条の規定により異議を述べた債権者はいませんでした。

6. 吸収分割により吸収分割承継会社（荏原実業）が吸収分割株式会社（エバジツ）から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

荏原実業は、効力発生日である2020年1月1日をもって、エバジツから、環境関連事業及び産業機械販売事業に関する権利義務の一部を、本吸収分割契約に基づき承継いたしました。

7. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2020年1月10日（予定）

8. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以上